

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について(令和4年度決算分)

平成26年4月から、消費税の税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き、8パーセントから10パーセントに引き上げられました。この引き上げられた消費税は社会保障財源化分といい、介護や子育て、医療、年金などの社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の財源として使用されます。

市の収入である地方消費税交付金についても社会保障財源化分が増収になりますが、令和4年度の決算における社会保障財源化分の使途は、次のとおりです。

[歳入] 地方消費税交付金の収入額	1,579,203 千円
うち社会保障財源化分	890,312 千円
[歳出] 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	9,944,194 千円

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国庫支出金	県支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	54,982	21,665	545	0	0	6,089	26,683
	総合保健福祉センター費	37,301	0	0	16,300	0	3,902	17,099
	障害者福祉費	2,132,944	953,029	551,967	0	20,002	112,965	494,981
	老人福祉費	76,740	0	744	0	5,618	13,077	57,301
	老人福祉施設費	38,523	0	0	0	0	7,158	31,365
	介護保険費	2,554	0	0	0	0	475	2,079
	児童福祉費	61,291	6,412	4,120	0	0	9,432	41,327
	児童措置費	789,114	540,848	123,663	0	0	23,153	101,450
	母子福祉事業費	357,248	101,904	24,889	0	0	42,821	187,634
	児童福祉施設費	133,828	23,206	23,206	0	32,185	10,263	44,968
	保育園費	1,611,553	262,073	149,171	46,600	103,874	195,074	854,761
	生活保護総務費	79,934	1,616	0	0	0	14,552	63,766
	生活保護扶助費	1,931,068	1,444,057	47,198	0	0	81,724	358,089
幼稚園費	152,178	32,726	16,411	0	0	19,146	83,895	
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	547,410	85,777	276,841	0	0	34,337	150,455
	介護保険特別会計繰出金	742,599	38,553	18,713	0	0	127,344	557,989
	後期高齢者医療特別会計繰出金	165,886	0	119,841	0	0	8,556	37,489
	後期高齢者医療事業費	625,476	0	0	0	0	116,222	509,254
	国民年金費	190	188	0	0	0	0	2
保健衛生	保健衛生総務費	17,875	0	70	0	0	3,308	14,497
	予防費	133,968	453	0	0	0	24,809	108,706
	母子保健費	189,955	2,767	38,133	0	15,076	24,895	109,084
	健康増進費	61,577	477	1,848	0	0	11,010	48,242
合計		9,944,194	3,515,751	1,397,360	62,900	176,755	890,312	3,901,117

※1 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。